

資料提供日

平成 26 年 8 月 28 日

発 表 者	大阪市北区中之島 2 丁目 2 番 2 号 大阪中之島ビル 9 階 大阪湾広域臨海環境整備センター		
	業務課長	秦	武人
	TEL	06-6204-1722	
	環境課長	角田	康輔
	TEL	06-6204-1725	
	企画課長	雨宮	功
	TEL	06-6204-1724	

(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、大阪市、堺市、神戸市の各府県政・市政記者クラブ同時提供)

ダイオキシン類基準超過廃棄物搬入事案に係る 大阪湾広域臨海環境整備センターの再発防止の取組経過について

ダイオキシン類基準超過廃棄物の搬入事案が発生したことを受けて、本センターでは処分場及び積出基地周辺での環境安全面での確認を行うとともに、一般廃棄物の排出事業者による分析検査、本センターが実施した抜取検査、所管行政庁と連携した立入調査等の重層的なチェック体制を構築強化し、再発防止のための取り組みを鋭意進めているところです。このたび、8 月末時点での取組経過を取りまとめましたのでお知らせします。

高島市の事案を契機として、一般廃棄物の全事業場を対象に①分析検査（排出者による分析検査）、②抜取検査（センターによる搬入時の分析検査）、③立入調査（本センターによる所管行政庁と連携した事業場の状況調査）を実施しており、8 月末までに、①はすべて完了し、②・③については年内までに完了の予定です。

その結果、既公表の事業場に加え、奈良県桜井市の一般廃棄物の事業場において基準超過(基準は 3ng-TEQ/g)が判明したので、当該事業場から排出される廃棄物を直ちに搬入停止とし、所管行政庁に対して指導の要請を行いました。民間産業廃棄物についても、あわせて抜取検査を実施していますが、新たな基準超過事案はありません。

また、7 月までに行った環境監視結果では、処分場及び積出基地周辺の環境安全面の問題はないことを確認しています。なお念のため 8～9 月に調査を実施することとしています。

記

1 処分場、積出基地周辺の環境安全面の確認（別紙 1）

環境課

本センターが 7 月までに行った例年定期的に行っている環境監視調査及び追加環境調査の結果では、放流水、周辺海域及び大気質は基準（排出基準及び環境基準）を大幅に下回っており、調査から環境安全面で問題がないことを確認した。なお念のため、大阪沖処分場、堺基地において 8～9 月に環境調査を実施している。

2 再発防止の取組状況（別紙 2）

（1）排出事業者による分析検査結果

業務課

一般廃棄物を搬入する 113 事業場のうち搬入停止中の 2 事業場（高島市環境センター、城南衛生管理組合クリーン 2 1 長谷山）と廃炉 5 事業場を除く 106 事業場に追加検査の実施を要請し、すべてから分析結果の報告を受けた。その結果、新たに 1 事業場で基準違反があったことが判明した。それ以外についてはすべて基準違反がないことを確認した。

＜新たな基準超過事業場の概要＞

事業場	排出者による分析検査 測定値(ng-TEQ/g)	概 要
桜井市グリーンパーク (奈良県桜井市)	4.7	ばいじん処理物 平成 26 年 8 月 14 日（木）分析結果の報告 平成 26 年 8 月 18 日（月）搬入停止（※）

※平成 26 年 6 月 23 日付け本センターの文書通知による分析検査の要請により、平成 26 年 7 月 16 日に事業場で検体採取したばいじん処理物について基準超過が判明し、平成 26 年 8 月 18 日搬入停止とした。（搬入経路：堺基地経由で大阪沖処分場）

（2）本センターが実施した受入検査（抜取検査）結果

業務課

①一般廃棄物

一般廃棄物を搬入する 113 事業場のうち、廃炉 5 事業場を除く 108 事業場（搬入停止中の 2 事業場：搬入停止前に抜取検査実施済み）について年内までに検査を予定。このうち 52 事業場の検査を実施し、1 事業場で基準違反があったことが判明した。この排出事業者は、平成 26 年 6 月 23 日搬入停止済みで、それ以外についてはすべて基準違反がないことを確認した。

＜基準超過事業場の概要＞

事業場	センターによる受入検査 測定値(ng-TEQ/g)	概 要
クリーン 21 長谷山 (城南衛生管理組合)	7.1	ばいじん処理物 平成 26 年 6 月 23 日搬入停止 (※) 平成 26 年 8 月 25 日分析結果の報告

※ 平成 26 年 6 月 19 日の所管官庁の立入調査の結果、過去の基準超過が判明したため平成 26 年 6 月 23 日に搬入停止した。加えて、平成 26 年 6 月 17 日に堺基地で検体採取した抜取検査の結果、平成 26 年 8 月 25 日に基準超過が判明した。(搬入経路：堺基地経由で大阪沖処分場)

②産業廃棄物

産業廃棄物を搬入する 27 事業場中 7 事業場の検査を実施した。その結果、1 件（7 月 25 日に公表済み）の基準超過を確認し、それ以外については基準違反のないことを確認した。

(3) 本センターによる所管行政庁と連携した立入調査の結果 業務課

一般廃棄物を搬入する 113 事業場のうち、廃炉 5 事業場を除く 108 事業場について年内までに検査を予定。このうち 75 事業場の検査を実施した。その結果、1 件（6 月 23 日に公表済み）の基準違反があったことが判明した。((2)①表の※参照) それ以外のすべての事業場で基準違反がなく運転管理が適切であり、報告義務違反等のないことを確認した。

(4) 廃棄物受入に関する検討委員会の設置 企画課

廃棄物受入に関する検討委員会を 2 回開催。なお、年内を目途にさらに 2 回開催し、検討結果を 27 年度以降の受入業務に反映する。

①廃棄物受入に関する検討委員会（第 1 回）（平成 26 年 7 月 31 日）

②廃棄物受入に関する検討委員会（第 2 回）（平成 26 年 8 月 25 日）

これまでの委員会での議論の概要

- ・一連のダイオキシン類超過事案の概要及びそれに対する本センターの対応について説明
- ・再発防止の取組状況の経過について報告
- ・搬入停止事案の原因究明に関する現状について報告
- ・搬入停止・解除についての考え方について意見交換
- ・基準超過事案に係る公表について意見交換

積出基地・処分場 環境調査結果

(別紙1)

積出基地

単位：pg-TEQ/m3

基地名	調査種類	調査項目	測定日	地点数	測定結果	基準値
尼崎基地	定期監視調査※1	大気質	年1回	1地点	0.038～0.10	年平均 0.6 以下
	追加環境調査	大気質	5/29～6/5	1地点	0.043	
			8/6～8/12	1地点	分析中	
姫路基地	定期監視調査※2	大気質	年2回	1地点	0.016～0.052	
	追加環境調査	大気質	7/16～7/23	1地点	0.026	
			8/5～8/12	1地点	分析中	
堺基地	定期監視調査※1	大気質	年1回	1地点	0.061～0.28	
	追加環境調査	大気質	7/1～7/8	1地点	0.031	
			8/4～8/11	1地点	分析中	

※1 平成 19～25 年度調査結果。

※2 平成 20～25 年度調査結果。

埋立処分場

単位：水質 (pg-TEQ/L)、大気質 (pg-TEQ/m3)

処分場名	調査種類	調査項目	測定日	地点数	測定結果	基準値
神戸沖 処分場	定期監視調査※1	放流水	年4回	1地点	0.0000084～0.098	10 以下
		海域の水質	年4回	2地点	0.042～0.15 (年平均)	年平均 1 以下
		大気質	年1回	2地点	0.010～0.054	年平均 0.6 以下
	追加環境調査	放流水	5月12日	1地点	0.000039	10 以下
			7月16日	1地点	0.00049	
			8月5日	1地点	分析中	
		海域の水質	5月12日	2地点	0.052, 0.053	年平均 1 以下
			7月16日	2地点	0.048, 0.048	
			8月5日	2地点	分析中	
		大気質	5月29日 ～6月5日	2地点	0.016, 0.073	年平均 0.6 以下
			9月実施予定			
大阪沖 処分場	定期監視調査※2	放流水	年4回	1地点	0.000090～1.1	10 以下
		海域の水質	年1回	3地点	0.044～0.11	年平均 1 以下
	追加環境調査	放流水	7月1日	1地点	0.00021	10 以下
			8月5日	1地点	分析中	
		海域の水質	7月1日	3地点	0.053, 0.055, 0.56	年平均 1 以下
			8月末実施予定			
		大気質	7月1日 ～7月8日	2地点	0.026, 0.064	年平均 0.6 以下
			9月実施予定			

※1 平成 19～25 年度調査結果。ただし、大気質調査は陸域化の始まった平成 20 年度以降。

※2 平成 21～25 年度調査結果。大阪沖処分場は陸域化していないため、大気質調査は実施していない。

再発防止の取り組み概要

○取組強化した事項

項 目	従来の対応	今後の対応（強化策）
①排出事業者による分析検査回数の複数化 [一般廃棄物を搬入する事業場対象]	年度当初の契約時に検査結果の提出を求める。	・今年度は、全事業場に対し半期毎に1回以上の検査の実施及び結果の提出を求める。 ・来年度以降は契約書に明記し義務化。
②本センターの受入検査の強化 [一般廃棄物の抜取検査]	契約事業者の約1割の事業者について搬入物の抜取検査を実施。	・今年度は、一般廃棄物を搬入する全事業者に対する抜取検査を年内を目途に実施。 ・来年度以降は2ヵ年で全事業場の抜取検査を実施する。
[産業廃棄物の抜取検査]	契約事業者の約2割の事業者について搬入物の抜取検査を実施。	・今年度は、ばいじん処理物を搬入する全事業場に対する抜取検査を年内を目途に実施。 ・来年度以降は、全事業場の抜取検査を実施する。

○新たに取り組む事項

項 目	内 容
③所管行政庁と連携した立入調査 [一般廃棄物を搬入する事業場対象]	所管府県市に対して基準遵守の確認と徹底を要請するとともに、全ての事業場に対して、所管行政庁と連携し立入調査を年内完了を目途に実施。
④ダイオキシン類に関する技術アドバイザーの設置	ダイオキシン類に係る専門的見地からの指導・助言を受けるため、廃棄物工学等を専門とする京都大学 高岡昌輝教授、大阪工業大学 渡辺信久教授の2名の学識経験者を選任（平成26年7月1日付）。
⑤ダイオキシン類監視専任官の設置	ダイオキシン類廃棄物の監視体制の強化を図るため、ダイオキシン類監視専任官を設置（平成26年6月26日付）。
⑥廃棄物受入に関する検討委員会の設置	再発防止の取り組みの実効性を確保するための評価・検証を行うとともに、引き続き大阪湾フェニックス事業を円滑に進めるため、廃棄物の適正受入に関し本センターとして対応すべき事項等について「廃棄物受入に関する検討委員会」を設置して検討。

(参考) 基準超過事業場について

	既公表 (事業場)			追加 (事業場)
	①滋賀県高島市 (高島市環境センター)	②城南衛生管理組合 (クリーン長谷山 21)	③A 社	④奈良県桜井市 (桜井市グリーンパーク)
排出事業者による 分析検査	H19～H25 分析値 (H21 を除く) 3.8～51ng-TEQ/g H26.5.30 搬入停止			H26.8.14 分析値 4.7 ng-TEQ/g H26.8.18 搬入停止
立入調査		H26.6.19 立入調査 (H22 分析値) 3.8 ng-TEQ/g H26.6.23 搬入停止		
受入検査 (抜取検査)		H26.8.25 分析値 7.1 ng-TEQ/g (H26.8.29 今回公表)	H26.7.22 分析値 8.0 ng-TEQ/g H26.7.23 搬入停止	